

弁護士費用(報酬基準)

第1 弁護士報酬基準について

- 1 この弁護士報酬基準は、日本弁護士連合会が定めた「弁護士の報酬に関する規定」(平成16年2月26日会規第68号)に基づき、「はるかぜ法律事務所」における弁護士報酬に関する基準を定めるものである。
- 2 消費税について
この報酬基準に定める金額については、法律の定めるところによる消費税が発生する。

第2 通常事件

- 1 法律相談 (相談内容によって金額が違って来る場合があります。)
30分 5,500円 (税込)から
60分 11,000円 (税込)から
法律相談が土・日・祝日又は夜間の場合は、割増し金額となる場合がある。

2 民事訴訟事件

(1) 着手金

紛争の価額が300万円以下の場合は、8%相当額とする。
同額が300万円を超え3,000万円以下の部分は、5%相当額とする。
同額が3,000万円を超え3億円以下の部分は、3%相当額とする。
同額が3億円を超える部分については、2%相当額とする。
但し、着手金の最低額は44万円(税込)とする。

(2) 報酬

経済的な利益の額が300万円以下の場合は、16%相当額とする。
同額が300万円を超え3,000万円以下の部分は、10%相当額とする。
同額が3,000万円を超え3億円以下の部分は、6%相当額とする。
同額が3億円を超える部分については、4%相当額とする。

3 民事調停事件

(1) 着手金

紛争の価額が300万円以下の場合は、8%相当額とする。
同額が300万円を超え3,000万円以下の部分は、5%相当額とする。
同額が3,000万円を超え3億円以下の部分は、3%相当額とする。
同額が3億円を超える部分については、2%相当額とする。
但し、着手金の最低額は44万円(税込)とする。

(2) 報酬

経済的な利益の額が300万円以下の場合は、16%相当額とする。
同額が300万円を超え3,000万円以下の部分は、10%相当額とする。

同額が3,000万円を超え3億円以下の部分は、6%相当額とする。

同額が3億円を超える部分については、4%相当額とする。

(3) 但し、事案に応じて上記金額を減額する場合がある。

4 交渉事件

事件の内容により、着手金、報酬とも、通常民事訴訟事件に準じる額とする。

第3 離婚事件

1 一般的離婚事件

- (1) 着手金 44万円(税込)～66万円(税込)
- (2) 報酬 44万円(税込)～66万円(税込)
- (3) 交渉、調停、訴訟など手続段階ごとに、事件の難易度等を考慮して協議の上、決定する。
- (4) 財産分与又は慰謝料を伴うときは、経済的利益に応じて報酬額を加算する。
- (5) 親権に争いがある事件で、親権を獲得した場合は、追加報酬として、22万円(税込)が発生する。

2 婚姻費用分担請求、面会交流請求事件

離婚請求に加え、面会交流、婚姻費用分担請求の調停を申し立てる場合、あるいは、相手から申し立てられて代理人になる場合は、11万円(税込)～22万円(税込)の追加着手金が発生する。

3 調停から引き続き訴訟を受けた場合

通常訴訟事件における費用に準じる。

第4 相続事件

1 遺産分割、遺留分減殺請求等

- (1) 着手金 44万円(税込)～66万円(税込)
- (2) 報酬 経済的利益の8%～10%
- (3) ただし、相続分、遺留分の額、相続人の数、相続財産の内容、その他事案の性質に照らして、協議の上、決定する。
- (4) 特に複雑または特殊な事情がある場合は、別途依頼者との協議によるものとする。
- (5) 遺産分割調停については、前記第2－3の民事調停の欄に準じる。

2 遺言書の作成

- (1) 定型的な遺言 22万円(税込)～33万円(税込)
- (2) 非定型的な遺言 33万円(税込)～55万円(税込)
- (3) 公正証書遺言を作成する場合、公正証書作成費用等は、別途必要となる。

3 遺言の執行

- (1) 通常

- ア 経済的な利益の額が300万円以下の場合 44万円(税込)
- イ 300万円を超え3,000万円以下の場合 2%+24万円
- ウ 3,000万円を超え3億円以下の場合 1%+54万円
- エ 3億円を超える場合 0.5%+204万円

(2) 特に複雑又は特殊な事情がある場合

別途協議の上決定する。

(3) 遺言執行に裁判手続を要する場合

遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬が発生する場合は、別途協議の上決定する。

4 相続放棄

22万円(税込)～33万円(税込)

第5 交通事故

1 着手金

経済的な利益の額が300万円以下の場合は、8%相当額とする。

同額が300万円を超え3,000万円以下の場合は、5%+9万円。

同額が3,000万円を超え3億円以下の場合は、3%+69万円。

但し、着手金の最低額は44万円(税込)とする。

2 報酬

経済的な利益の額が300万円以下の場合は、16%相当額とする。

同額が300万円を超え3,000万円以下の場合は、10%+18万円。

同額が3,000万円を超え3億円以下の場合は、6%+138万円。

但し、報酬の最低額は44万円とする。

3 ここでいう「経済的な利益の額」とは、本件交通事故により依頼者が取得した全ての金員の全額をいう。弁護士が受任する前の示談案の金額や自賠償請求金額には影響されないものとする。

第6 刑事事件

1 着手金

- (1) 起訴前の弁護活動 44万円(税込)～66万円(税込)
- (2) 起訴後の弁護活動(裁判員裁判事件を除く) 44万円(税込)～66万円(税込)
- (3) 裁判員裁判 110万円(税込)～
- (4) 再審請求事件 110万円(税込)～

2 報酬

- (1) 不起訴処分となった場合 44万円(税込)～66万円(税込)
- (2) 略式請求で罰金となった場合 33万円(税込)～66万円(税込)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (3) 裁判で無罪となった場合 | 8 8 万円（税込）～ |
| (4) 裁判で執行猶予となった場合 | 4 4 万円（税込）～6 6 万円（税込） |
| (5) 求刑された刑が軽減された場合 | 3 3 万円（税込）～5 5 万円（税込） |
| (6) 再審請求事件 | 1 1 0 万円（税込）～ |

3 保釈等

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示請求等の申立については、別途費用が発生するため、その金額は依頼者との協議により決定する。

4 少年事件の場合の報酬

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 刑事処分となった場合 | 3 3 万円（税込）～6 6 万円（税込） |
| (2) 少年院送致となった場合 | 3 3 万円（税込）～6 6 万円（税込） |
| (3) 保護観察となった場合 | 4 4 万円（税込）～6 6 万円（税込） |
| (4) 不処分、審判不開始 | 4 4 万円（税込）～6 6 万円（税込） |
| (5) 不処分（非行事実なし） | 6 6 万円（税込）～ |

第7 犯罪被害者代理人

告訴、告発、検察審査会への申立等の着手金は、1 件につき 1 1 万円（税込）以上とし、報酬は、依頼者との協議により決定する。

第8 医療過誤事件

通常事件に準じる。

第9 その他

1 契約書の作成

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 定型的な契約書 | 2 2 万円（税込）～4 4 万円（税込） |
| (2) 非定型的な契約書 | 3 3 万円（税込）～1 1 0 万円（税込） |
| (3) 上記の他、契約内容の分量、特殊性、経済規模等に鑑み協議して決定する。 | |

2 顧問料

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| (1) 事業者の場合 | 月額 5 5, 0 0 0 円（税込）～1 1 万円（税込） |
| (2) 非事業者の場合 | 月額 5, 5 0 0 円（税込）以上 |
| (3) 顧問契約の内容については、依頼者と協議して決定する。 | |

3 時間制

- | | |
|-----|---|
| (1) | 弁護士が委任事務の処理に要する時間に応じ、1 時間あたり 1 万円～5 万円の範囲で協議して決定する。 |
| (2) | 事件の性質により、時間制により弁護士費用を定めた方が合理的な場合に、協議の上で時間制を採用することがある。 |

4 日当

- (1) 1日 55,000円(税込)
- (2) 半日 33,000円(税込)
- (3) 依頼案件の処理のために出張した場合に日当を加算することがある。1日とは片道3時間半程度、半日とは片道1時間以上の場合を指す。

第10 弁護士費用の増減

前記記載の弁護士費用の基準は目安であり、事案の難易、性質、委任者の経済的状況を勘案して、協議の上で、30%の範囲で増減することがある。

第11 弁護士にかかる費用の説明

1 着手金

事件を依頼した時に、その事件を進めるに当たっての委任事務処理の対価としてお支払いいただく費用を指す。着手金は、一般に、裁判の審級(一審、控訴審、上告審)ごとに発生し、上級審に引き継ぐときは、下級審の着手金の50%程度を追加する。

2 報酬

事件が成功により終了したとき(勝訴判決、和解成立、調停成立、示談成立など)に、成功(経済的利益)の程度に応じて、生じる費用を指す。

報酬の基準となる経済的利益は、回収額、請求額から減額した金額など現実的に生じた利益を基準とする。ただし、その結果、明らかに不当な高額となる場合には協議により減額する。

なお、民事事件を上級審まで引き続き受任した場合は、特に定めのない限り、最終審の報酬のみとする。

3 手数料

原則として1回程度の手続又は法律事務の処理で終了する事件の場合、「着手金」、「報酬」ではなく、「手数料」という形で事務処理の対価を定める。

4 実費

収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、供託金などは、実費として適宜請求する。

(附則)

平成31年2月1日	施行
令和元年5月1日	改訂
令和元年9月1日	改訂
令和4年5月1日	改訂
令和6年3月1日	改訂
令和6年10月1日	改訂
令和7年9月9日	改訂

以 上